

# 登園許可書

きらめきの森保育園 園長 殿

園児名

感染症名	登園のめやす	該当疾患に○
麻疹（はしか）	解熱後3日経過後	
風疹(三日ばしか)	発疹消失後	
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶたになった)後	
流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	耳下腺・舌下腺・顎下腺の腫脹が発現後から5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
インフルエンザ	発症から5日を経過し、かつ、解熱後3日経過後	
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで	
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退後、2日を経過するまで(プールは解熱後1週間経過後)	
流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が非常に強いので、結膜炎の症状が消失するまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了後	
腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間を開けて連続2回の検便によって菌陰性が確認された後	
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染の恐れがないと認められるまで	

- \*『登園許可書』は医師に記載していただく書類です。
- \*医療機関にて該当する感染症の診断を受けた場合、該当疾患に”○”をつけ、主治医より『登園停止期間』『医療機関名・医師名』をご記載・押印の上、ご提出お願いいたします。
- \*医療機関により、文書料が必要となる場合がございます。

登園停止期間： 年 月 日～ 月 日

病状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と判断します。

年 月 日  
医療機関名  
医師名

印